

令和3年度答申第3号
令和3年 7月 1日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会
会 長 井 川 信 子

個人情報の外部提供について（答申）

令和3年6月15日付け松街都第77号をもって諮問のありました個人情報の外部提供について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

「全国都市交通特性調査」の実施に必要な本市の住民基本台帳に登録された個人情報の外部提供について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

ただし、個人情報の取扱いについては、本市から外部提供先に対し、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、個人情報の適正かつ慎重な取扱い及び管理を行うよう要望するなどし、個人情報の保護の徹底を図られたい。

また、不要となった個人データの廃棄等、個人情報の流出等の事故を防止するためのセキュリティ対策について十分かつ慎重な措置を講ずることを求める。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 諮問内容

「全国都市交通特性調査」の実施に必要な本市の住民基本台帳に登録された個人情報の外部提供について

(2) 外部提供するデータ

住民基本台帳データのうち2,600世帯分のデータ（無作為抽出）

(3) 外部提供をする課（諮問課）

街づくり部 都市計画課

(4) 外部提供先

国土交通省 関東地方整備局 広域計画課

(5) 外部提供の時期

令和3年7月

(6) 事業の概要

全国都市交通特性調査は、総務省の一般統計の承認を受けて、概ね5年の周期で行うもので、過去に昭和62年、平成4年、平成11年、平成17年、平成22年、平成27年度の計6回の実績がある。

調査の内容としては、全国の平日・休日に人が移動する目的と交通手段を調査し、その都市交通特性と都市特性との関連について把握する。その結果は、都市交通施策や道路の将来交通需要推計に活用されている。

以上